

東海歯科衛生士専門学校学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この専修学校は、東海歯科衛生士専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第 2 条 本校は、静岡県浜松市中央区東田町 36 番地 8 に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、歯科衛生士を養成することを目的とする。

(自己点検等)

第 4 条 本校は、教育研究の水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

(課程、学科、定員、修業年限及び入学資格)

第 5 条 課程、学科及び生徒の定員については、次のとおりとする。

課 程	学 科	昼夜別	一学年の 定 員	総定員	修業 年限	学級数
医療専門課程	歯科衛生士科	昼	40 人	120 人	3 年	3

2 本校の入学資格は、学校教育法第 90 条第 1 項及び第 125 条第 3 項により高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休 業 日)

第8条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 春季休業日 3月27日から4月 9日まで
- (4) 夏季休業日 8月 1日から8月31日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月 7日まで
- (6) その他校長が必要と認めた日

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業時数)

第9条 教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(年間授業日数)

第10条 年間授業日数は170日とする。

(授業時間)

第11条 授業時間は、9時00分から16時10分までとする。

(授業時間の単位数への換算)

第12条 授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合においては、一単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めることとする。

(入学前の履修科目)

第13条 歯科衛生士学校養成所指定規則別表に定める大学、高等専門学校、養成施設等において既に履修した科目について、本人の申請に基づき、個々の既習の学習内容を評価し、本校における教育内容に該当すると認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で履修を認める。

2 履修の認定に関する事項は、別に定める。

第4章 入学、退学、休学、転学等

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

(入学手続)

第15条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第31条に定める入学検定料及び募集要項に記載されている必要書類を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校の入学試験に合格した者は、指定期日までに第32条に定める入学金を添え手続をとらなければならない。

(入学試験)

第16条 入学試験は、推薦入学試験と一般入学試験とに分けて行う。

2 入学試験は、書類審査、筆記試験及び面接等により行うものとし、学習能力、人格、性行等を総合的に判定し、可否を決定する。

ただし、推薦入学試験は、別に定める推薦基準により、筆記試験を免除することができる。

(退学及び除籍)

第17条 退学しようとする者は、その事由を記して校長に願い出、許可を受けなければならない。

2 次に掲げる各号の一に該当する者は、職員会議を経て、校長が除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第18条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を無断で怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者

(休 学)

第18条 病気又はやむを得ない事由によって、休学しようとする者は、その事由を記して校長に願い出、許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上必要であると認めたときには、3ヶ月以上1年以内の期間で休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長に願い出、許可を得なければならない。

(復 学)

第19条 休学中の者が復学しようとするときは、校長に願い出、許可を得なければならない。

2 校長が、復学にあたって医師の診断書が必要であると認めた場合には、前項の願い出に添えて提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第20条 転入学及び編入学においては、別に定める。

(出席停止)

第21条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他伝染病の予防に関して法が規定する伝染病にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

第5章 成績評価、課程の修了及び卒業

(成績評価)

第22条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期において行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 授業科目の出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目の評価を受けることができない。但し、臨床臨地実習においては、出席時数が授業時数の5分の4に達しない者はその科目の評価を受けることができない。

(卒業及び課程の修了の認定)

第23条 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、履修の認定を行い、卒業又は各学年の課程の修了（進級）の認定を行う。

(卒業証書の授与)

第24条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、修了した課程の名称及び

修業年限を記載した卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第25条 前条により、専門課程歯科衛生士科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第6章 職 員

(教職員組織)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1人
- (2) 教 員 4人以上
- (3) 事務職員 1人以上
- (4) 学 校 医 1人以上

第7章 委 員 会

第27条 学科内に、教務委員会、運営委員会を置く。

- 2 教務委員会、運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 賞 罰

(ほ う 賞)

第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲 戒)

第29条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要があると認める場合には、職員会議を経て、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者
- 4 停学、謹慎及び訓告は、別に定める。

第9章 授業料、入学検定料及び入学金等

(授業料等)

第30条 本校の授業料及び施設費は、別表2のとおりとし、学校の指定する期日までに納入するものとする。

2 授業料及び施設費を期限内に納入しないときは、学校は遅滞なく期限を附し督促するものとする。

3 校長は、前項の督促をしてもなお、授業料等を納入しないときは、特別な事情がある場合を除くほか、その者を出席停止又は除籍することができる。

(入学検定料)

第31条 入学を志願する者は、別表2の入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料の納付は、入学願書提出と同時に行うものとする。

(入 学 金)

第32条 入学試験に合格した者は、定められた期日までに入学金を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学金を納付した者に対して、入学を許可する。

(返 還)

第33条 既に納付した授業料、施設費、入学検定料及び入学金は、原則として返還しない。ただし、校長が、特別の事情があると認めた者には、返還することができる。

(授業料等の減免等)

第34条 校長は、特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

2 休学期間中の授業料は徴収しない。

第10章 附 帯 教 育

(附帯教育)

第35条 本校の附帯教育は、次の通りとする。

課程	学科名	修業期間	入学資格
昼間課程	国家試験受験対策コース	1ヵ年	本校の歯科衛生士の卒業生で、国家試験が不合格の者

2 附帯教育の授業料その他必要な事項は、別に定める。

第 1 1 章 雑 則

(健康診断)

第 3 6 条 学校保健安全法第 1 3 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第 3 7 条 この学則の施行上必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 2 0 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず従前のとおりとする。
- 5 この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 2 1 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず従前のとおりとする。
- 6 この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 2 2 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 2 の規定にかかわらず従前のとおりとする。
- 7 この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 2 3 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 2 の規定にかかわらず従前のとおりとする。
- 8 この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。
但し、こども教育専攻科については、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 9 この学則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施する。
(1) 平成 2 6 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 の規定にかかわらず従前のとおりとする。
(2) 第 2 5 条については、平成 2 6 年 3 月 1 日から実施する。
- 10 この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 2 7 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 の規定にかかわらず従前のとおりとする。
- 11 この学則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から実施する。
但し、平成 2 8 年 4 月 1 日前に入学した者については、第 5 条、第 9 条別表 1、第

10 条、第 13 条、第 26 条、第 30 条別表 2 および第 35 条の規定にかかわらず従前の規定による。

12 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

13 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

但し、平成 29 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 の規定にかかわらず従前のとおりとする。

14 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

但し、平成 30 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 の規定にかかわらず従前のとおりとする。

15 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

但し、平成 31 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 1 の規定にかかわらず従前のとおりとする。

16 この学則の第 25 条については、平成 31 年 3 月 1 日から実施する。

17 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

18 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

但し、令和 3 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 2 の規定にかかわらず従前のとおりとする。

19 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

20 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

21 この学則は、令和 3 年 9 月 1 日から実施する。

22 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

但し、令和 6 年 4 月 1 日前に入学した者については、別表 2 の規定にかかわらず従前のとおりとする。

東海歯科衛生士専門学校 歯科衛生士科学則実施細則

(目 的)

第1条 この実施細則は、東海歯科衛生士専門学校学則（以下「学則」という。）
歯科衛生士科について、必要なことを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則で用いる用語の定義は、別に定めるもののほかに次のとおりとする。

- (1) 授業とは、学則第9条別表1の科目の教育を実施することをいう。
- (2) 授業日とは、授業を行う日をいう。
- (3) 開校日とは、授業以外の行事のみを行う日をいう。（入学式等）
- (4) 休業日とは、(2)、(3)以外の日をいう。
- (5) 欠席とは、1日の授業又は行事をすべて受講（出席）しない場合をいう。
- (6) 欠課とは、1時間の授業で授業を受講しない時間が15分を超過した場合をいう。
- (7) 遅刻とは、1時間の授業開始時刻から15分以内に出席した場合をいう。
- (8) 早退とは、1時間の終了時刻前15分以内に退室した場合をいう。

(養成所の種類及び一学年の定員、修業年限、及び学級数)

第3条 養成所の種類、一学年の定員、修業年限、及び学級数は次のとおりとする。

養成所の種類	一学年の定員	修業年限	学級数
歯科衛生士養成所	40名	3年	3

(授業時間の単位数への換算)

第4条 学則第11条で定める授業時間の単位数への換算は、講義及び演習については、15時間を1単位、実験、実習及び実技については、30または45時間を1単位、臨床臨床実習については、45時間を1単位とすることを基準とし、各科目の単位数への換算は、学則第9条の別表1により定める。

(在学期間)

第5条 6年を超えて在学することはできない。

(欠席・遅刻・早退等)

第6条 欠席、遅刻、早退、欠課をする場合には、事前に届出をしなければならない。
またやむを得ない事由等により事前での届出ができない場合は、必ず電話連絡をし、事後すみやかに届け出ること。

2 遅刻、早退は、各科目3回で1時間の授業の欠課として換算される。（端数切

捨て)

- 3 病気やその他の理由により長期（1 ヶ月以上）にわたり欠席する場合には、医師の診断書もしくは、保護者の理由書を提出すること。

（公認欠席）

第7条 次の項目に該当し、公認欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届（様式1）により原則3日前までに届け出なければならない。

- （1）校長の承認を受け、就職のための試験、ガイダンス等に参加する場合（最大5回）
- （2）校長の承認を受け、対外行事に参加する場合
- （3）公的交通機関の運休、遅延等
- （4）災害、その他不可抗力の事故
- （5）その他校長が認めた場合

- 2 公認欠席が認められた場合の欠席、遅刻、及び早退については、出席をしたものとして扱う。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

（特別欠席）

第8条 次の項目に該当し、特別欠席の適用を受けようとする学生は、公認欠席・特別欠席届（様式1）により届け出なければならない。

（1）忌引

- | | |
|-------------|----|
| ① 父、母、子、配偶者 | 5日 |
| ② 兄弟、姉妹、祖父母 | 3日 |
| ③ 3親等以内 | 1日 |

- （2）学校保健安全法に基づく感染症による出席停止
- （3）その他校長が認めた場合

- 2 特別欠席は、出席すべき日数から除外する。但し、授業科目については、欠課扱いとなる。

（退学）

第9条 退学しようとする者は、退学願（様式2）により学生・保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を受けなければならない。

（休学）

第10条 病気その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、休学願（様式3）により学生・保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第 11 条 休学中の学生が復学しようとする場合には、復学願（様式 4）により学生・保護者連署のうえ願い出て、校長の許可を得なければならない。

(試験)

第 12 条 試験は、定期試験、随時試験、追試験、再試験及び再々試験とし、試験方法は、筆記、レポート、実技、面接のいずれかとする。

(1) 定期試験

定期試験は、各学期末に一定の期間を定めて行う。

(2) 随時試験

随時試験は、科目担当教員が必要と認めた場合、適宜な時期に行う。

(3) 追試験

①追試験は、正当な理由で、定められた期日に定期試験が受けられなかった学生に対して行う。

②追試験を受けようとする者は、当該試験のあった日から 3 日以内に追試験受験願（様式 5）を提出し、校長の許可を得なければならない。

③正当な理由とは、

ア 公欠又は特別欠席の場合

イ 病気、事故等による欠席で、校長が認めた場合

ウ その他校長が認めた場合

(4) 再試験

①再試験は、定期試験、追試験の結果、合格点に達していない者に対して、実施する。

②再試験を受験しようとする者は、決められた期日までに再試験受験願（様式 6 の 1）に 1 科目につき 2,000 円の試験料を添えて提出しなければならない。

(5) 再々試験

① 再々試験は、再試験の結果、合格点に達していない者に対して、出席状況、レポート、課題等の提出状況、受講態度等を考慮して、校長の許可を得た学生を対象に実施する。

② 再々試験を受験しようとする者は、決められた期日までに再々試験受験願（様式 6 の 2）に 1 科目につき 2,000 円の試験料を添えて提出しなければならない。

(試験の受験資格)

第 13 条 試験の受験資格は、次の条件を満たした者に与えられる。

(1) 各科目の出席時間数が、年間時間数の 3 分の 2 以上の者

- (2) 定められた学費が納められている者。但し、延納願が受理されている者はこの限りではない。
- (3) 追試験、再試験、再々試験を受験する者については、第13条に定められた受験の手続が行われた者

(試験の実施)

第14条 試験は、試験監督の指示により指定された教室等で行われる。

- 2 遅刻は、原則として認めない。但し、公的交通機関の遅延等による場合においては、試験監督の判断により入場を認めることがある。
- 3 試験開始後、30分を越えた場合の退場は認める。
但し、一旦退場した場合の再入場は認めない。
- 4 正当な理由がなく試験に欠席した者に対しては、当該試験の点数は零点とする。

(試験の合格)

第15条 定期試験、再試験、再々試験は、60点以上(100点満点に対して)を合格点とする。

- 2 追試験の試験点数は、素点の8割とし、60点以上(100点満点に対して)を合格点とする。

(授業科目の成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、試験点数に、学習態度等を勘案して、各科目担当が行う。

- 2 成績評価は、次の基準による。

評価	点 数	合 否
A	100～80 点	合 格
B	79～70 点	合 格
C	69～60 点	合 格
D	60 点未満	不合格

- 3 再試験、再々試験に合格した場合は、試験点数に関わらずC評価(60点)とする。

(成績評価とG Pの付与)

第17条 成績の客観的な基準として、グレードポイントアベレージ(Grade point Average)(以下「G P A」という。)を設定し、成績評価に対応して評点を意味するグレードポイント(Grade point)(以下「G P」という。)を付与する。

2 成績評価およびG Pは次のとおりとする。

評 価	点 数	合 否	G P
A	100～80	合格	4
B	79～70	合格	3
C	69～60	合格	2
D	0～59	不合格	0

3 G P A制度について必要なことは「G P A制度の取扱いに関する規定」で定める。

(不正行為)

第 18 条 試験において不正行為があった場合は、その学期におけるすべての授業の成績評価を行わない。

(授業科目の履修)

第 19 条 学則第 9 条別表 1 に定める科目（臨床臨床地実習以外の科）の出席時間数が、年間時間数の 3 分の 2 に満たない者については、当該科目の履修を認めない。

2 学則第 9 条別表 1 に定める臨床臨床地実習の出席時間数が、年間時間数の 5 分の 4 に満たない者については、当該科目の履修を認めない

(進級・卒業・留年)

第 20 条 進級、卒業の条件は、次の通りである。

(1) 学則第 9 条別表 1 に定める当該学年の全科目について、履修が認められ、成績評価が合格した者。

(2) 当該年度までの学費、試験料等が納付されていること。

2 前項の条件を満たさない者は、原級に留まり、当該年度に係る全科目を再び履修しなければならない。

(ほう賞)

第 21 条 学則第 28 条のほう賞は、次のものを対象とし、職員会議等で協議し、校長の承認のうえ行う。

(1) 在学期間を通じて無遅刻、無欠席、無早退の者

(2) 在学期間を通じて学業成績が特に優れている者

(3) 在学期間を通じて著しく努力の成果が認められる者

(4) 社会への貢献度が大きく、本校の名誉を高めた者

(5) その他、ほう賞に値すると認めた者

(授業料等の延納)

第 22 条 学校が指定する期日までに授業料等が納入出来ない場合は、延納願い（様式 7）を提出し、校長の許可を得なければならない。

(授業料等の減免)

第 23 条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等の減免願いを提出し、校長の許可を得なければならない。

2 減免についての必要な事項は、別に定める。

(附則)

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日に実施する。
- 2 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日に実施する。(第 7 条が欠番になっていたため前詰め)
- 3 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日に実施する。
- 4 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日に実施する。(欠席・欠課・早退・公認欠席・特別欠席)
- 5 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日に実施する。(校名変更)
- 6 この細則は、令和 4 年度 4 月 1 日に実施する。(成績評価に GPA 評価を追加)